

砂川市規則第20号
令和6年3月29日

砂川市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市事務分掌規則の一部を改正する規則

砂川市事務分掌規則（平成10年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

部	課	係
総務部	総務課	庶務係 職員係 法制係 契約管財係
	市長公室課	広報広聴係 秘書係 協働推進係 防災対策係
	政策調整課	企画調整係 財政係
	D X推進課	情報推進係 業務改善係
市民部	市民生活課	戸籍年金係 保険係 生活交通係 環境衛生係
	税務課	市民税係 資産税係 納税係
保健福祉部	社会福祉課	社会福祉係 保護係
	子育て支援課	子ども保育係 子育て支援係 子ども家庭センター準備係
	介護福祉課	介護保険係 介護認定係 高齢者支援係
経済部	商工労働観光課	商工振興係 観光係 企業労政係
	農政課	農政係
	開発推進課	開発推進係
建設部	土木課	管理係 土木係 維持係 下水道係 都市計画係
	建築住宅課	住宅係 住生活支援係 建築係 建築指導係

第2条第2項の表中「社会福祉課」を「子育て支援課」に改める。

別表第1（第2条関係）事務分掌表の表中

市長公室課	広報広聴係	(1) 市広報紙、市勢要覧その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。 (2) 市政動向の周知に関すること。 (3) 広報区に関すること。 (4) 報道機関との連絡調整に関すること。 (5) 市民等の請願及び陳情に関すること。 (6) 広聴活動に関すること。 (7) 国勢調査その他他課の所管に属さない指定統計調査に関すること。 (8) 市勢の映像記録に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。
-------	-------	---

秘書係	(1) 秘書、交際及び儀式に関すること。 (2) 典礼、褒賞及び表彰に関すること。 (3) 市長会に関すること。 (4) 市長の事務引継ぎに関すること。 (5) 公職者の進退等に関すること。 (6) 表彰審査委員会に関すること。
協働推進係	(1) 協働のまちづくりの方策及び施策の推進に関すること。 (2) 市民参加の方策の研究及び推進に関すること。 (3) 地域活動団体、NPO法人及びボランティア等の活動支援に関すること。
防災対策係	(1) 防災計画及び災害対策に関すること。 (2) 砂川地区広域消防組合との連絡調整に関すること。 (3) 防災会議に関すること。

を

市長公室課	広報広聴係	(1) 市広報紙、市勢要覧その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。 (2) 市政動向の周知に関すること。 (3) 広報区に関すること。 (4) 報道機関との連絡調整に関すること。 (5) 市民等の請願及び陳情に関すること。 (6) 広聴活動に関すること。 (7) 国勢調査その他他課の所管に属さない指定統計調査に関すること。 (8) 市勢の映像記録に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。
	秘書係	(1) 秘書、交際及び儀式に関すること。 (2) 典礼、褒賞及び表彰に関すること。 (3) 市長会に関すること。 (4) 市長の事務引継ぎに関すること。 (5) 公職者の進退等に関すること。 (6) 表彰審査委員会に関すること。
	協働推進係	(1) 協働のまちづくりの方策及び施策の推進に関すること。 (2) 市民参加の方策の研究及び推進に関すること。 (3) 地域活動団体、NPO法人及びボランティア等の活動支援に関すること。
	防災対策係	(1) 防災計画及び防災会議に関すること。 (2) 防災及び災害対策に関すること。 (3) 国民保護計画及び国民保護協議会に関すること。 (4) 国民の保護のための措置に関すること。

	(5) 砂川地区広域消防組合との連絡調整に関すること。 (6) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
--	--

に、

社会福祉課	社会福祉係	(1) 民生委員及び児童委員に関すること。 (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉（福祉医療の給付を除く。）に関すること。 (3) 保護金品の支給に関すること。 (4) 恩給、叙位及び叙勲に関すること。 (5) 戦傷病者、遺族及び引揚者に関すること。 (6) 災害援護及び見舞金並びに日本赤十字事業に関すること。 (7) 社会福祉施設（高齢者の施設を除く。）に関すること。 (8) 社会福祉関係団体（高齢者関係団体及び児童福祉関係団体を除く。）の指導育成に関すること。 (9) 社会福祉の統計に関すること。 (10) 公印の管守に関すること。 (11) その他社会福祉に関すること。 (12) 部及び課の庶務に関すること。
	子ども保育係	(1) 市立保育所の運営管理に関すること。 (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。 (3) 病児・病後時保育施設の運営管理に関すること。 (4) 施設型給付事務に関すること。 (5) 特定教育・保育施設に係る教育・保育給付認定に関すること。 (6) 施設等利用給付事務に関すること。 (7) 特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用給付認定に関すること。
	子育て支援係	(1) 子ども・子育て支援施策の企画及び調整に関すること。 (2) 子ども・子育て会議の庶務に関すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 各種児童に係る手当に関すること。 (5) 児童福祉、母子及び父子並びに寡婦（夫）の福祉（福祉医療の給付を除く。）に関すること。 (6) 児童の虐待、養育、相談及び援護に関すること。 (7) 子育て支援センターに関すること。 (8) ファミリーサポートセンターに関すること。 (9) 児童福祉関係団体の指導育成に関すること。
	保護係	(1) 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。 (2) 要保護世帯の生活相談等に関すること。 (3) 行旅病人、行旅死亡人及び浮浪者に関すること。

を

「

社会福祉課	社会福祉係	(1) 民生委員及び児童委員に関すること。 (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉（福祉医療の給付を除く。）に関すること。 (3) 保護金品の支給に関すること。 (4) 恩給、叙位及び叙勲に関すること。 (5) 戦傷病者、遺族及び引揚者に関すること。 (6) 災害援護及び見舞金並びに日本赤十字事業に関すること。 (7) 社会福祉施設（高齢者の施設を除く。）に関すること。 (8) 社会福祉関係団体（高齢者関係団体及び児童福祉関係団体を除く。）の指導育成に関すること。 (9) 社会福祉の統計に関すること。 (10) 公印の管守に関すること。 (11) その他社会福祉に関すること。 (12) 部及び課の庶務に関すること。
	保護係	(1) 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。 (2) 要保護世帯の生活相談等に関すること。 (3) 行旅病人、行旅死亡人及び浮浪者に関すること。
子育て支援課	子ども保育係	(1) 市立保育所の運営管理に関すること。 (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。 (3) 病児・病後時保育施設の運営管理に関すること。 (4) 施設型給付事務に関すること。 (5) 特定教育・保育施設に係る教育・保育給付認定に関すること。 (6) 施設等利用給付事務に関すること。 (7) 特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用給付認定に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
	子育て支援係	(1) 子ども・子育て支援施策の企画及び調整に関すること。 (2) 子ども・子育て会議の庶務に関すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 各種児童に係る手当に関すること。 (5) 児童福祉、母子及び父子並びに寡婦（夫）の福祉（福祉医療の給付を除く。）に関すること。 (6) 児童の虐待、養育、相談及び援護に関すること。 (7) 子育て支援センターに関すること。 (8) ファミリーサポートセンターに関すること。 (9) 児童福祉関係団体の指導育成に関すること。
	子ども家庭センター準備係	(1) 子ども家庭センターの開設準備に関すること。

」

に改める。

別表第2（第5条関係）の表中「連絡所」を削り、「商工観光係」を「観光係」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。